

2012年12月21日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・大証・名証第一部)
問合せ先 財務・IRグループ
グループマネージャー 水野 省三
(TEL. 06-6908-1121)

ブラウン管事業に係る欧州委員会の決定に対する提訴について

パナソニック株式会社(以下、パナソニック)及び子会社のMT映像ディスプレイ株式会社(以下、MTPD)は、2012年12月5日にブラウン管事業に係る欧州委員会の決定通知*を受領しましたが、事実認定や法令の適用に疑義があるため、欧州普通裁判所に提訴することを決定しました。

パナソニック及び MTPD は既にブラウン管事業から撤退しておりますが、今後、裁判において両社の考え方を主張し、公正な判断を求めてまいります。

* 欧州委員会の決定通知内容

パナソニック及び MTPD を含む複数の会社が、過去に欧州向けのテレビ用ブラウン管の販売に関して競争を制限する合意をし、欧州競争法に違反したと認定。両社に関連する制裁金は次の通り。

- ーパナソニック単独 157,478,000 ユーロ
- ーパナソニックおよび MTPD の連帯責任 7,885,000 ユーロ
- ーパナソニック、MTPD および株式会社 東芝の連帯責任 86,738,000 ユーロ

以 上